

質疑回答書

2022年6月27日

参加者各位

町田市長 石阪 丈一

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】 町田市生活保護受給者及び生活困窮者等に対する就労準備支援事業業務委託	
【担当者】 金子	【電話】 042-724-4013
質問内容	回答内容
【1】 プロポーザル説明書によると、契約締結日（契約の調印）より、10月1日の事業開始に向けて、人件費等の事業費が発生するものと思われるが、2022年度事業費（実働7ヶ月強）と2023年度事業費（実働6ヶ月）の金額の差異がないことをどのように捉え、見積書を作成すればよいか。	【1】 契約書のとおり業務実施期間は2022年10月1日から2023年9月30日までです。
【2】 2022年度と2023年度の事業費の差異がないことについて、初期備品購入費や事業所の簡易的なリフォーム等、開所に向けた準備で発生する費用について、実質的には差異が生じることが考えられることについて、どのように捉え、見積書を作成すればよいか。	【2】 見積書は年度で分けず、総額で作成をしてください。
【3】 JV（共同企業体）での受託を考えているが、リスクに対して構成事業者がどのように負うのか（構成事業者による連帯責任か、構成事業者間でのリスク分担可能か等）。町田市における規定はあるか。	【3】 連帯責任としてください。町田市における規定はありません。
【4】 事業仕様書6(2)によると物件は概ね70㎡以上とあるが、70㎡「程度」ではなく、70㎡「以上」が必須であるのか、「概ね」「以上」が指し示す具体的な数値の目安等はあるか。	【4】 70㎡未満の場合は、企画書にてその面積で業務が可能である旨とその理由をご記入ください。
【5】 事業仕様書6(2)にある「町田市役所から近いところ」について概ねの目安はあるか。（徒歩〇分程度、〇〇地区内等）	【5】 町田市役所から概ね徒歩10分以内とお考えください。
【6】 事業仕様書6(2)にあるレイアウトについて、各スペースは壁で隔てられている必要があるか。部分的にパーティション等を使用してスペースを隔てることは可能か。	【6】 面談室のプライバシー確保や事務室の情報管理が可能であれば、パーティションで構いません。

<p>【7】企画書の記載項目⑦「業務処理に関するノウハウの共有化について」につきまして、「業務処理」は具体的に何を指したものでしょうか。また、「共有化」は、どこで行うことを想定されたものでしょうか。</p>	<p>【7】業務処理は委託業務全般を指します。共有化は委託事業者内です。</p>
<p>【8】業務仕様書 3. 実施期間について 長期継続契約とあるが 2023 年 9 月 30 日以降随意契約が有るという理解でよいか。有るとすれば何年か。</p>	<p>【8】2022 年度 2023 年度と年度を跨ぐ契約であるため長期継続契約としています。2023 年 9 月 30 日以降に随意契約が有るということではありません。</p>
<p>【9】業務仕様書 7. 受託体制 (1) 人員配置について 厚生労働省が実施する養成研修とは就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修のみか。主任相談支援員養成研修、相談支援員養成研修は該当するか。</p>	<p>【9】就労準備支援事業従事者養成研修を指します。</p>
<p>【10】業務仕様書 7. 受託体制 (1) 人員配置について 厚生労働省が実施する養成研修を修了していないものは有資格であっても就労準備支援員としての業務は行えないのか。</p>	<p>【10】未修了者は 2022 年度中に就労準備支援事業従事者養成研修を修了すれば業務を行うことが可能です。</p>
<p>【11】プロポーザル説明書 4 (6) について 業務責任者は就労準備支援員と兼務は可能か。</p>	<p>【11】可能です。</p>
<p>【12】業務仕様書 7. 受託体制 (1) 人員配置について 支援員一人あたりの支援対象者は 25 名以内とあるが、定員 70 名を支援するためには支援員は 3 名以上となるが、事業開始時点で 3 名の支援員配置は必要か。</p>	<p>【12】必要となります。ただし、事業利用者の状況により弾力的な運用は可能です。</p>
<p>【13】プロポーザル説明書 1 事業の経緯、契約の目的について 6 行目「一般就労が可能な～」とある一般就労とは障がい者雇用も含むのか。</p>	<p>【13】含まれます。</p>
<p>【14】業務仕様書 7. 受託体制 (6) 連絡会議について 連絡会議とは毎月の実施状況報告会と理解してよいか。</p>	<p>【14】実施状況の報告に加えて、今後の予定等を連絡、調整する会議です。</p>
<p>【15】業務仕様書 6 支援内容 (6) 福祉専門職との連携について 福祉専門職とは地域福祉部内の福祉専門職と理解してよいか。</p>	<p>【15】地域福祉部内に限定されません。</p>
<p>【16】業務仕様書 6 支援内容 (7) 支援期間について 支援期間は誰がどのようにして決めるのか。</p>	<p>【16】受託者が市と協議のうえ決定します。</p>

【17】本事業の利用者は「就労サポートまちだ」と併用することはあるか。	【17】あります。
【18】本事業に就職目標人数はあるか。	【18】あります。
【19】一般就労が可能となった利用者の支援は「就労支援員」に引き継ぐのか。	【19】事業利用者の状況により判断します。
【20】業務仕様書 6 支援内容 (5) 就労準備支援プログラム計画書・評価書の作成について書式は所定のものがあるか。	【20】契約後、市と協議のうえ決定します。
【21】業務仕様書 5 対象者について対象者はどのような過程を経て決まるのか。	【21】事業利用を希望する方の意思を確認した後、市と受託者が調整のうえ決定します。